

特産品協会インフォメーション

「いいもの」は必ず売れます。

～九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けたモノづくり～

九州新幹線全線開業までいよいよ1年半。
その効果を最大限に活かす工夫を！
社団法人設立20周年を一層の会員相互連携強化の契機に！

第20回通常総会が5月に開催され、九州新幹線開業に向けた取組や東アジアをターゲットとした販売活動、県内での特産品利用促進事業などが決議された。

特に、開業効果を最大限活かすため一会員が開業までに(逸)新商品を開発する「3いち運動推進事業」の継続事業や九州・中国地区におけるPR・販売促進の強化。また、新たな取組として、上海マーケティングプロデューサー設置による上海を中心とした東アジアへの輸出促進事業や、高校生を対象にしたモノづくり体験学習支援事業などを実施することになった。

今年、社団法人設立20周年を迎えることから会員間の連携強化と今後の取組を語る「20周年記念式典」開催や県民への特産品に対する理解促進を強化する事業も決定した。

▲主な事業▼
①3いち(逸)運動推進事業

2011年春九州新幹線鹿児島ルート全線開業を見据え、消費者や流通関係者の意見や評価を活かした新商品を開発し市場展開を促進する事業。

②上海マーケット開発推進事業
経済発展著しい上海において市場拡大を推進するため、プロデューサーを設置し、市場・流通の情報収集や人的・物流ネットワークを構築し、ごしまブランドの確立を図る。

③東アジアへの農林水産物等輸出拡大事業
上海、台湾、香港、シンガポールにおける市場展開を促進するため、現地でのフェア開催や、セミナー、バイヤー招聘による商談会等を実施する。

④社団法人設立20周年記念事業
①記念式典
日時：平成21年9月7日(月)
14:30～19:30
場所：鹿児島サンロイヤルホテル
内容：式典、フォーラム、交流会

②かごしまふるさと祭り(物産観光展)
日時：平成21年9月9日(水)～9月14日(月)
場所：(株)山形屋

③鹿児島島の匠と味を楽しむ夕べ
日時：平成22年春
場所：鹿児島市内(未定)

④特産品協会だより20周年記念特集号発行
会員に加え、県内外の流通関係者等へ配布

皆既日食帯の素材を活用した商品もいろいろと開発されました！

今回の皆既日食を契機に、皆既日食帯にあたったトカラ列島、種子島、屋久島、喜界島、奄美大島などの魅力ある素材を活用した特産品がいろいろと開発されました。関連の商品に興味を示される国内外からのお客様も多く、売れ行きも上々だったようです。

当協会では、十島村の素材について会員企業と十島村関係者との商談会を4月に実施し、さつまあげや漬物などの商品開発につながりました。開発された商品の評価も良く、素材が提供できるような次のシーズンに向け十島村の生産者の生産意欲も高まっているようです。



鹿児島ブランドショップで展示紹介された皆既日食関連商品の一部

上海マーケティングプロデューサー

宇都 隆男(うと たかお)氏就任

7月1日付けで鹿児島県上海マーケティングプロデューサーに就任しました。

県特産品協会を窓口にも、上海・中国向けに鹿児島県産品のPR、販促活動を担うことになりました。1970年に三菱商事に入社して以来、一貫してアジア、特に中国との取引には、大手商社が北京事務所開設を認可された1978年以降駐在を含め30年間携わって来ました。

年率8～11%の経済成長を10年以上続け、今や中国は米国に並ぶ超大国になりましたが、正直、当時、中国が将来ここまでの変貌を遂げると予測できた者はいません。

とはいえ、中国は経済より政治が優先するお国柄、2001年WTO加盟後も市場開放はまだまだ不十分であり、色々な恩恵が絡んで一筋縄ではいきません。因みに鹿児島県の主たる産物である農産物においては、米・リンゴ・梨以外は輸入禁止、畜産物も輸入禁止、水産物は検疫・輸送・通関がネック、加工食品はコンテナ単位までの量の確保と価格が問題と全てにハードルが高い状況

です。さらに、加工食品は日本大手食品メーカーの現地生産品や輸入品、台湾・欧米勢の現地生産品、他県の産品などのライバルも多く、既に日本社会向けは飽和状態で富裕層の中国人も取り込んでいかなければならない状況です。酒類のうち、芋焼酎は駐在員・出張族に飲まれ麦焼酎とともに販売量は増加していて、私も2002年～2006年上海駐在期間中は大いに飲ませてもらいました。

今後は、県の産品で現地に受け入れられそうな食品、食材、その他商材の生産者で輸出意欲のある方々の協力を得て、販促をやっていきたくと思っていますので、よろしく願っています。



RIGHT-NOW

環境問題&コンプライアンスについて企業が考えなければならないこと

環境コンプライアンス

大気汚染や土壌汚染、産業廃棄物の不法投棄から、古紙の含有率を偽る「エコ偽装」など、今や企業活動と環境問題は、切っても切り離せない関係にあると言っても過言ではありません。私たちができることについて考えてみましょう。

環境に対する企業の責任とは…

環境に関する制度や条例、社会的な取り決めを守ることを「環境コンプライアンス」と言います。この場合、ただ単に法令などを守るということではなく、その背景にある精神まで守り、実践しようとする姿勢が望まれます。たとえ法令がなかったとしても、環境を守るという誠意を持った行動を選択することが、CSR(企業の社会的責任)という観点から見ても重要となります。

国際規格の「ISO14001」

企業説明で「国際規格ISO…」という言葉を目にすることが、最近多いのではないのでしょうか。これは1947年に設立された国連の諮問機関、国際標準化機構が定める国際規格のこと。1992年にリオデジャネイロで開催された「地球サミット/国連環境開発会議」がきっかけとなり、国際規格「ISO14001」が制定されました。企業が認証を受けるには、審査登録機関による審査が必要です。約1年をかけて、環境マネジメントシステムの作成・審査・認証・登録という流れになります。「ISO14001」は、登録した時点で終了ではありません。企業が目標とした「環境方針」の実現のために計画し(Plan)、実施および運用を行い(Do)、その結果を点検および是正(Check)、もし不都合があったなら見直し(Act)再度計画を立てる、というサイクルがとられなければいけません。

時代に即した「公害防止ガイドライン」

1950年代後半からの急速な経済発展の裏側で、日本各地で次々と公害問題が起こってしまいました。平成19年には経済産業省と環境省が、現代社会に即した「公害防止ガイドライン」を発表。5つの行動指針を提示しています。

- ①「方針の明確化」…経営者自らが環境管理の重要性を理解し、全社的な方針を決める
 - ②「組織の構築」…方針を実現するために最も合理的な本社・工場での組織を構築する。特に公害防止統括者である工場長等の法令上の責務を確認した上で、責任と役割を明確化する
 - ③「予防的取組」…具体的な対処方針を明確化し、全員に周知する。また工場・現場での「公害・汚染発生リスクやシグナル」「対処方針の問題点」を自発的に発見し、未然防止を図る
 - ④「事後的取組」…不適正事案の発掘・点検を実施。事実関係の把握と原因の究明に努め、適切な処置を早急に講じる
 - ⑤「関係者との連携」…地方自治体や地域住民等の利害関係者と日ごろから密接に情報・意見交換を行うとともに、実態や課題等について認識の共有化を図る
- 企業は環境への影響を減らせる立場にあります。経営者から作業員まで全員で環境対応型の公害防止対策をとる「全社的環境管理コンプライアンス」が、事業者にも求められています。